

議案第25号

北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、学校教育法の一部改正により、小中一貫教育を実施する義務教育学校が創設されることに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表の1 体育施設使用料備考2中「同条に規定する特別支援学校の小学部に就学する前の者及びこれらに類する者」を「義務教育学校の前期課程に就学する前の者、特別支援学校の小学部に就学する前の者その他これらに類する者」に改め、同表の1 体育施設使用料備考3中「同条に規定する特別支援学校の小学部及び中学部に就学する者並びにこれらに類する者」を「義務教育学校に就学する者、中等教育学校の前期課程に就学する者、特別支援学校の小学部及び中学部に就学する者その他これらに類する者」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。